

第 5 章

子供・子育て支援施策の更なる充実に向けて

- 1 東京都の役割
- 2 区市町村の役割
- 3 事業主の役割
- 4 地域社会・都民の役割
- 5 計画の推進体制
- 6 進捗状況の評価・公表

本計画に盛り込んだ各施策を総合的に推進し、効果をあげていくためには、都や区市町村の各行政機関をはじめ、家庭、企業、NPO 団体等の幅広い関係者が連携・協力し、それぞれの役割を着実に果たしていくことが重要です。

1 東京都の役割

（本計画の着実な推進）

- 本計画が目指す理念を実現するため、関係部局間の連携・協力を密にし、全庁を挙げて子供・子育て支援施策に総合的かつ着実に取り組みます。
- 本計画対象事業の実施に当たっては、区市町村や子供・子育て支援活動を行う NPO 団体等と協働し、地域のニーズに応じた施策を効果的に行います。
- 子供目線の政策を展開するため、本計画の策定や見直しにおいて、子供への意見聴取に取り組みます。

（区市町村への支援）

- 区市町村が、子供・子育て支援の実施主体として、それぞれ策定した子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援行動計画及び子供の貧困の解消に向けた対策についての計画に基づき、地域の実情に応じた取組を展開できるよう、必要な支援を行います。
- 保育や学童クラブについては、区市町村が、多様なニーズに対応し、サービスの拡充や質の向上に向けた取組を計画的に進めていけるよう支援します。
- 保健所や保健センターにおける母子保健事業、こども家庭センター、子供家庭支援センター等を中心とした地域での子供・子育て支援などが妊娠期から切れ目なく提供されるよう、区市町村の取組を支援します。

（広域的・専門的な施策の実施）

- 地域のニーズに応じて、区市町村が乳幼児期における質の高い教育・保育、地域子ども・子育て支援事業等を適切に実施できるよう、子供・子育て支援を担う人材の確保・養成、資質の向上に一層取り組んでいきます。
- 子供・子育て支援のうち、要保護児童、障害児等特に支援が必要な子供やその保護者に対して、専門的かつ広域的な観点からの支援を行います。
- 妊娠・出産に関する正しい知識、体罰等によらない子育て及び虐待防止等の都民への普及啓発、子供・子育てを応援する機運の醸成など、広域的な観点からの支援を行います。

（企業の取組を促進）

- 雇用環境の整備に向けた企業の主体的な取組を支援します。また、生活と仕事の両立支援に向けた機運の醸成に取り組みます。

（地域の活動を支援）

- 子育て家庭が抱える様々な問題に適切に対応していくには、地域の協力が不可欠です。区市町村と連携して、民生・児童委員をはじめ、子育てグループ、ボランティア組織やNPO団体など、地域で多様な活動を展開している主体を支援します。
- また、企業、NPO団体等が創意工夫を凝らして取り組む先駆的、先進的な取組を支援します。

2 区市町村の役割

（新制度の実施主体）

- 新制度の実施主体として、全ての子供に良質な成育環境を保障するため、それぞれの家庭や子供の状況に応じて子ども・子育て支援給付を保証するとともに、地域子ども・子育て支援事業を適切に実施し、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行う役割を担っています。

（地域の子供・子育て支援の拡充）

- 子育てに孤立感や負担感を感じている子育て家庭が多いことから、妊娠・出産・乳幼児養育のあらゆる時期を通じ、全ての子供とその家庭を対象として、それぞれの状況に応じた支援を切れ目なく行っていく必要があります。
- そのためには、既存の制度にとらわれず、創意工夫を凝らした取組を積極的に展開し、NPO団体等とも連携しながら、地域のニーズに応じた子供・子育て支援を拡充していくことが必要です。
- また、地域のネットワークの調整機関である子供家庭支援センターを中心に、要保護児童対策地域協議会の活用などにより、あらゆる関係機関との連携を強化することも重要です。

（学童の待機児童の解消に係る取組）

- 待機児童対策の一層の強化と放課後の児童の居場所確保に向け、こども家庭庁と文部科学省が連携し、予算・運用等の両面から令和6～7年度に集中的に取り組むべき対策として充実を図り、放課後児童対策パッケージを改訂しました。
- また、都は「2050東京戦略」（令和7年3月策定）において、学童クラブについて、令和9年度末までに待機児童を解消し、その状態を継続することとしています。
- 区市町村において、これらも踏まえた目標を設定し、学童クラブの多様なサービスを拡充させていくことが求められています。その際、女性の社会進出や働き方の多様化等により、更なるニーズの増加が見込まれることから、量の見込み・確保策を適宜見直すなど、待機児童を解消しその状態を継続できるように取り組んでいく必要があります。

3 事業主の役割

（雇用環境の整備）

- 労働者本人の希望に応じた育児休業や子供の看護休暇の取得促進、勤務時間の短縮措置など、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現することができるよう各種制度の充実を図るとともに、これらを活用しやすい、生活と仕事の両立が可能な職場環境づくりに努めることが求められています。
- 次世代法に基づき、事業主の社会的責任の一環として、一般事業主行動計画を策定し、ライフ・ワーク・バランスの実現に向けた取組等を実施していくことが必要です。令和7年4月から、従業員数100人超の企業は、一般事業主行動計画策定時に育児休業の取得状況等に係る状況把握・数値目標の設定が義務付けられています。

（企業の社会的責任）

- 企業には本来の業務活動のほか、環境保全、社会貢献、消費者保護など、多くの社会的責任を果たしていくことが求められています。子供・子育て支援においても、就業体験の受入れなど、次代を担う人材を育てていく環境を整えることは、企業の重要な役割です。

（児童虐待の防止）

- 東京都子供への虐待の防止等に関する条例（以下「子供への虐待防止条例」という。）では、児童相談所等の子供の安全確認措置に協力することなどの責務を定めています。社会全体で子供を虐待から守ることにに関する理解を深めることが必要です。

4 地域社会・都民の役割

（子供・子育て支援）

- 全ての子供が障害の有無や生まれ育った家庭環境などにかかわらず大切にされ、健やかに成長できるよう、一人ひとりの都民が、子供の育ちや子供・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めていくことが必要です。

（児童虐待の防止）

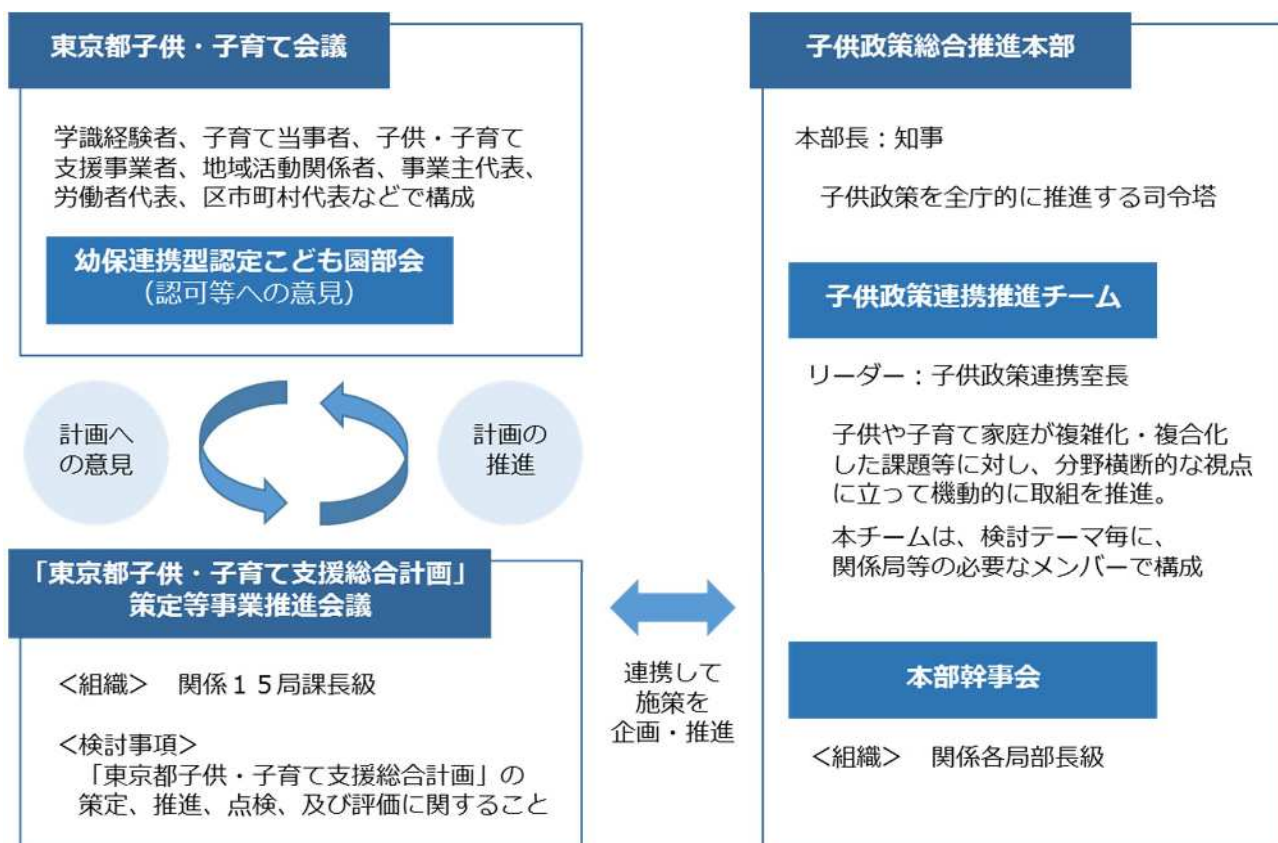
- 児童相談所及び子供家庭支援センターに寄せられる児童虐待相談件数は増加傾向となっています。虐待をしてしまう保護者自身が子育てに悩んでいるなど、何らかの支援を必要としている場合も多く、周囲の人などがＳＯＳにいち早く気づき、支援につなげるなど手を差し伸べることが大切です。
- 子供への虐待防止条例では、あらゆる場面において子供は権利の主体として尊重される必要があることを明記するとともに、体罰等によらない子育てを推進することとしています。
- 児童虐待の防止等に関する法律には、国民の通告が義務付けられています。何か様子がおかしいと感じたり、気になることがあったら、子供を守るとともに家庭への支援の契機になることを踏まえ、どんなに些細なことでも児童相談所や子供家庭支援センターに通告することが重要です。

（関係機関や企業等と行政との連携）

- 民生・児童委員や地域の子育てグループ、NPO 団体、各種ボランティア組織等の活動を通じて、子育て家庭と子育て経験者との連携を図るなど、まずは都民一人ひとりや関係団体等が、子育て支援の当事者意識を持って、地域全体で子育てをする社会に参加することも重要です。
- また、既に構築されているネットワーク等を生かしつつ、関係団体や企業等と行政のより一層の連携や協働が求められています。

5 計画の推進体制

- 「東京都子供・子育て会議」及び「東京都子供・子育て支援総合計画」策定等事業推進会議において、子供・子育て施策を総合的かつ効果的に推進していくこととしています。計画の中間見直しや新たな計画の策定にあたっては、子供政策総合推進本部と連携して、施策を企画・推進していきます。



6 進捗状況の評価・公表

- 第一期東京都子供・子育て支援総合計画策定後、対象事業の進捗状況、事業効果等の評価するため、毎年度、東京都子供・子育て会議において、客観的かつ専門的な立場からの意見交換・調査審議を行ってきました。
- また計画の実施状況について、個別事業に係る数値目標の推移や、施策に関する各種調査などにより、毎年度、個別事業の進捗状況（アウトプット）を点検・評価するとともに、計画全体及び目標ごとの成果（アウトカム）についても、令和5年度に設定した評価指標により点検・評価し、施策の推進及び本計画の策定に生かしています。
- 本計画についても、「東京都子供・子育て支援総合計画」策定等事業推進会議において、計画の進行管理や関係部署との連絡調整を行うとともに、計画の実施状況の点検・評価を開かれた過程で行うため、東京都子供・子育て会議において調査審議していきます。
- 本計画の進捗状況等に関する資料については、都民が適宜確認できるよう、東京都公式ホームページ等により公表していきます。